

東京都区市町村 端末整備・更新計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度
① 児童生徒数	12,143	12,422	12,579	12,676	12,808
② 予備機を含む整備上限台数 (予備機を含む)	13,964	14,285	8,066	4,872	1,854
③ 整備台数 (予備機除く)	0	6,199	3,306	3,170	133
④ ③のうち、 基金事業によるもの	0	6,199	3,306	3,170	133
⑤ 累積更新率	0.0%	49.9%	75.6%	100.0%	100.0%
⑥ 予備機整備台数	0	200	0	0	0
⑦ ⑥のうち、 基金事業によるもの	0	200	0	0	0
⑧ 予備機整備率	—	3.2%	2.1%	1.6%	1.6%

※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値を記入する。

（端末の整備・更新の考え方）

児童・生徒の端末は令和 2 年 9 月に整備をし、更新対象の端末は使用期間が 5 年を超えており、端末の消耗率が高く、日常的な利活用に支障が出かねない状況にある。端末更新は、令和 7 年から令和 9 年の 3 か年で行う予定で、端末の学校への配備は各年 9 月頃を想定している。

端末更新においては、端末の重量と堅牢性の 2 点に重点を置き、検討を進める。また、当該 3 か年で、可能な限り多くの児童・生徒が新しい端末を使用できるよう、学校への配付方法についても検討していく。

（更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について）

○対象台数：12,532台

○処分方法

- ・使用済端末を公共施設や福祉施設など地域で再利用：0台
- ・小型家電リサイクル法の認定事業者に再使用・再資源化を委託：12,132台
- ・資源有効利用促進法の製造事業者へ再使用・再資源化を委託：0台
- ・その他（端末故障や機器を忘れた時等の代替機として学校で再利用）：400台

○端末のデータの消去方法 ※いずれかに○を付ける。

・自治体の職員が行う

☒ 処分事業者へ委託する

○スケジュール（予定）

令和 7 年 7 月 処分事業者 選定

令和 7 年 9 月 新規購入端末の使用開始

令和 7 年 9 月 使用済端末の事業者への引き渡し

○その他特記事項

（「⑤ 累積更新率」が令和10年度までに100%に達しない場合は、その理由）